

資料館だより

企画・編集 国立ハンセン病資料館

発行 財団法人
日本科学技術振興財団

〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-13

電話 042-396-2909

FAX 042-396-2981

URL <http://www.hansen-dis.jp>

名誉回復はなされたか 理念と現実のちがいが

年のはじめから堅苦しい話で恐縮に存じますが、「年頭所感」であればこそと思っております。

ご存じのように、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(二〇〇九年、以下「基本法」)の第一八条には、国は、ハンセン病の患者であつた者等の名誉の回復を図るため国立のハンセン病資料館の設置、云々とあり、国立ハンセン病資料館(以下「資料館」)の設置が法的に規定されました。

「基本法」の制定以前に厚生労働省が「資料館」の設置根拠としていたのは、「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」の熊本地裁判決(二〇〇一年)を受けて発表された「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」の中の、ハンセン病資料館の充実、名誉回復のための啓発事業などの実現について、早急に検討を進めるという文言でした。

まず判決にいう「らい予防法」の違憲性とは、おおよそ次のようなことでした。症例を問わず、隔離の必要性は、昭和三五(一九六〇)年には失われていたにもかかわらず、伝染のおそれがあると認めて患者に入所義務と在所義務とを課し、入所後には外出の自由も制限して、違反した場合の拘留や科料の処分まで明示していました。憲

法第二二条一項には、居住・移転の自由が認められており、これは憲法第一八条の奴隷的拘束よりも、人身の自由に関してさらに広い意味を持つものです。いずれにせよ、居住・移転の自由は本人の選択によるものであり、それは社会との多彩な交流を促しますから、たとえ隔離の期間が数年以内に止まつたにしても、その人が持てたはずの人生は著しく制限されます。

しかも判決では、隔離の不当性を憲法第二二条に限って評価するのは不十分であり、やはり憲法第一三条に基づく人格権の制限を優位に置くのが妥当だと結論づけています。

憲法第一三条は、前段の個人の尊重と、後段の生命、自由及び幸福追求の権利とを一体化して捉えるのが通例とされ、ここから昨今の新しい人権の考え方が導き出されます。それには例えば、名誉権、環境権、プライバシー権、自己決定権などがありますが、憲法第一三条は適正な手続条項ともいわれるように、伝染病の隔離入院措置にあ

たつての適正な運用といったことも保障しています。何よりも、名誉は人間の存在にとって根幹的なものであり、名誉権は、人間が人間として遇せられる人格権に基づく、基本的な権利であるのはいうまでもありません。

ここでは詳しいことは省きますが、日本人の成長の過程には家と世間とが大きく絡み、個人の尊重を支える理念の育ちが抑え込まれがちです。加えて世間というのはとかく排他的・差別的であり、村八分という言葉は二世紀の今でさえ普通に通用します。ハンセン病問題の解決を阻む最悪の隘路は、この村八分的な差別と同類の、「悪いスジ」のような無意味で悪意的な

陰口をたたかれることだともいえます。この「スジ」というのは、不治の時代の癩であるか、可治の確かな現在のハンセン病であるかを度外視して、一つにくくってしまった陰口であつて、無知丸出しの難癖といったところですが、それが何となく通っているから困ります。

注意されるのは、その差別が生成されるときに、憲法第二三条で尊重される個人の存在が消されていることです。憲法第二二条の基本的人権も、第二三条の個人の尊重も患者にはない、つまり常識的には普通の病気でしかないハンセン病になつても、昔の認識から抜けきれないばかりか、どんな病気を患つていようと「(人は人)」という当然な考え方にも立てていないことになり

ます。そしてこの本音が、ハンセン病の患者・回復者とその家族たちの「悪いスジ」などといわないでほしいという、ごく当然な願いに対して、当然と認めずに拒むのです。これこそが、ハンセン病患者・回復者に対する名誉毀損であり、私たちの中に根付いている無意識的な加害性の現れです。

ぜひ、ご自分の心の奥に、どのような病の誰に対しても「(人は人)」と受け止められるかどうか、問いかけてみてください。

ハンセン病をめぐる世間との闘いは、はじまったばかりです。どうか「資料館」のこれからにお力をお貸しください。心よりお願い申し上げます。(館長 成田稔)



雅楽「浦安の舞」東村山市正福寺地蔵まつりにて

韓国・世界ハンセン病 フォーラムに参加して

去る十一月二四日から二六日までハンビ福祉協会主催の世界ハンセン病フォーラムに参加した。世界各国のハンセン病関係者や韓国国内の定着村の方々、約千人が韓国COEXに集った。

二四日は、シンポジウムの発表打ち合わせと顔合わせを行い、開会式、レセプションが行われた。開会式では、パン・ギムン国連事務総

長のビデオ挨拶に始まり、韓国におけるハンセン病政策に従事してきた国会議員、ハンセン病回復者団体等の挨拶が続いた。そして過去並びに現在直面しているハンセン病患者・回復者の社会的な不平等と抑圧へ抗するためのソウル宣言がなされた。

二五日は、午前九時から全部で四つのセッションが行われた。セッション一から四までのテーマは次の通りである。セッション一「健康に伴う人権」、セッション二「ハンセン病とリハビリテーション」、セッション三「リハビリテーションの事例研究—韓国事例か

ら—」、セッション四「ハンセン病患者・回復者等の権利拡大について」。以上四セッションにおいて、各国の当事者たちが自国のハンセン病患者を取り巻く状況について報告した。

二六日は、前日と同様、九時から報告が行われた。セッション五からセッション八までのテーマは次の通りであった。セッション五「ハンセン病患者・回復者のための人権と法」、セッション六「人間の尊厳について」、セッション七「メディアと社会の役割」、セッション八「歴史と記憶」。

日本からの報告者は、セッション五に弁護士・国宗直子氏、セッション六にIDEAジャパンの森元美代治氏、大学教授の蘭由岐子氏、セッション七に同じくIDEA

Aジャパンの八重樫信之氏、ライターの村上絢子氏が登壇した。当館からは学芸員二名（黒尾・金）が参加し、セッション八において、当館の設立経緯や活動内容の紹介を行った。写真などを通して、回復者自身が始めた館の歩みと存在意義について、韓国や世界の方々に具体的に知っていただけたのではないかと思う。その他、セッション八で報告されていた内容について次にのべたい。

まず、フィリピンのクリオン島で医師をしているクナナン氏が司会を行い、報告者の紹介を行った。その後、フィリピンでは患者数が年々減っている状況ではあるが、患者・回復者、そして家族に対する偏見、差別が少なくはない。その中でこれらに立ち向かい、努力を重ねてきた歴史を後世に残すため、資料や文書、本などを保存することについて関心が高まってきていると報告した。

また、韓国で唯一のハンセン病療養所である小鹿島病院院長のパク・ヒョン Chol氏は、二〇一六年に小鹿島病院が一〇〇年を迎えることをふまえ、韓国のハンセン病史を語る上で小鹿島の歴史は欠かせないことを主張した。そしてそれらの資料を保存していく重要性を訴えた。

台湾の頼澤君氏は、ハンセン病関連施設を世界遺産として登録するための取り組みについて報告した。様々な立場の人間が協力し合い、ハンセン病に対するイメージを変えていく努力をする必要があると訴えた。



第8セッションの様子

フォーラムの場には韓国におけるハンセン病患者・回復者が主に暮らす定着村関係者も参加しており、会場からわずかではあったが、意見を聞くことができた。その他、当館でも深い関わりのある趙昌源先生や、ハンビ福祉協会関係者など、韓国のハンセン病関係者たちとも交流ができ、韓国のハンセン病事情についての情報収集を行うことができた。

二七日は、各国のフォーラム参加者とともに、小鹿島病院を訪問した。今回の訪問では老人病棟など内部まで見学させていただき、入所者の様子や、ようやく対岸との間に橋が架けられた小鹿島の様子を知ることができた。陸路での往復に約一四時間がかかったが、有意義な訪問であった。

小鹿島に療養所ができたのは、日本による植民地支配下である。日本のハンセン病史を考える上でも、小鹿島の歴史抜きにはできない。当館でも日本のハンセン病史とのつながりから朝鮮半島におけるハンセン病の歴史を考察していく必要性を感じた。

また、世界各国のハンセン病関係者との議論を通して、一国内だけではなく、共通の経験から、世界におけるハンセン病患者・回復者の置かれた状況を改善するための努力を行う必要があると感じた。今後、当館においても世界の状況についてもお伝えしていければと思う。



ソウル宣言の様子

細川厚労大臣来館 展示品見学後記者会見

菅直人改造内閣にて厚生労働大臣に就任した細川律夫大臣が10月27日(水)に来館した。

午後2時30分に全生園に公用車で到着した細川大臣は、全生園スタッフによる概況説明と施設見学、中央集会所での全療協・入所者自治会幹部との懇談、納骨堂での献花というスケジュールを一時

間であわただしくこなし、その後、わずか30分という滞在時間ではあったが、平澤運営委員、黒尾学芸課長の案内で館内を見学した。

まず1階展示室エントランスにおいて、黒尾学芸課長が、本資料館の設立経緯と設置目的、そして

収蔵されている資料の特長についての説明をし、続いて2階の常設展示室で平澤委員が説明に加わり、展示コーナーの要所において、過去の療養所生活について、氏の具体的な体験に基づくエピソードを織り交ぜての解説を行った。

展示見学は、厚生労働省池永政策医療課長や古川国立ハンセン病療養所管理室長、疾病対策課職員などの随員、全生園スタッフ、そして新聞記者も加わって思いがけない大人数になった。

見学を終えた大臣は、資料館出口において記者会見に応じた。ちょうど前日には全療協主催の

「ハンセン病問題基本法」完全実施を要求する東京集會が行われたタイミングであったからだろう、記者が国の加害責任について、大臣の歴史認識を質す場面もあった。その様な厳しい問いに対して、言葉を選びつつ真摯に応える大臣の姿が印象に残った。

大臣に説明する平澤運営委員



ハンセン病問題 解決にご尽力

大谷藤郎先生死去

国立ハンセン病資料館名誉館長である大谷藤郎先生(86歳)が、12月7日埼玉病院で死去されました。



大谷先生は滋賀県出身で京大卒業後京都府衛生部を経て、昭和34年厚生省へ入り、昭和47年国立療養所課長に就任、ハンセン療養所入所者の生活環境改善のため多大な尽力をされました。

その後大臣官房審議官、公衆衛生局長、医務局長を最後に退官され、藤楓協会の理事長を勤められました。また同協会創立40周年記念事業として高松宮記念ハンセン病資料館を建設し初代館長となられ、国際医療福祉大学の学長、後

総長も勤められました。

平成8年らい予防法廃止の際は

検討委員会座長となり、先生の個人的見解が支持され廃止法が成立しました。らい予防法違憲国賠訴訟熊本地裁の裁判では、原告側・被告側双方の証人となり、国の誤った政策を率直に証言し、判決に多大な影響を与えました。

学生時代小笠原先生に師事し受けた影響を最後まで持ちつづけ元ハンセン病患者の人権回復に努力されました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

なお葬儀は12月12日(日) 青山斎場で、大谷家、国際医療福祉大学合同葬として執り行われました。

平成8年らい予防法廃止の際は

秋季企画展フィールドワーク 史蹟探索に多数が参加

9月25日から12月26日までの会期で、秋季企画展「全生病院を歩く」/写された20世紀前半の療養所」を開催しました。

この企画展は、1909年の全生病院の開院当初から1940年代までの園内の様子を写した古い写真を写した古い写真を選び、来館者があたかも病院内を散歩しているかのように、現存しない建物や風景について

写真の撮影地点で視認していくというコンセプトでつくりました。

一口に古い写真といっても、それ自体にも新旧があります。全生病院も、開院からの40年間に大きく変化しました。そこで明治末期から大正前期までの草創期(第1部)、大正後期から昭和前期までの病院敷地の拡張期(第3部)に分けて、その間に、二つの時期を結ぶ象徴的存在として築山(望郷の丘)のコーナー(第2部)を設けました。昭和3年の望郷の丘からの360度の眺望を写した巨大パノラマ写真は、企画展の目玉でしたが、ご覧いただけたでしょうか。

会期中には、付帯授業として3回の学芸員によるギャラリートーク、そして11月6日には、好天のもと、平澤保治運営委員の協力を得て、園内の史蹟を探索するフィールドワークを開催しました。

参加者からは、写真だけではなく、実際に歴史の現場に立つことで、たとえ建物は無くなってしまっても、それらにまつわるエピソードや記憶を実感できた、という感想をいただきました。それこそが「史蹟」のもつ力だと思います。なおこのフィールドワークの様子は同日のNHKテレビニュースで全国に配信されました。

また今回の企画展を観覧できなかった方には是非とも図録をご覧いただきたいと思ひます。掲載された多くの写真を見て、解説を読み、付図「多磨全生園」を歩くMAP」を片手に、園内の「史蹟」巡りをしてみようと思ひ立っていただければ幸いです。



フィールドワーク

学芸員が松丘と星塚で資料調査 プレ巡回展と本調査で沢山の資料

松丘の資料



全国13の国立療養所を対象とした資料調査がスタートし、昨年はまず松丘保養園と星塚敬愛園で資料リストの作成を行った。詳細は以下のとおり。

【松丘保養園】
学芸員の稲葉上道と田代学が、2010年10月24日(日)～11月2日(火)の10日間、園内に滞在して行った。前回9月27日(月)～10月1日(金)でプレ巡回展を開催した際に、旧不自由

星塚で保存されている資料



者棟から資料を集めてあった。今回はその1点ずつに対し、写真撮影、タグ付け、採寸、計量、パソコン入力、梱包を二連の作業として行った。また、個人で資料を寄贈してくださった入所者の方々からいわれを確認した。さらに旧看護学校や文化センターの倉庫で、追加の資料収集を行った。最終日にはトラックを手配し、資料を資料館に向け搬出した。今回リストを作成した資料点数は258点、資料館に収蔵した点数は約300点にのぼった。多大なご協力をいただいた福西征子園長をはじめ職員の方々、石川勝夫会長をはじめ入所者自治会の方々、そして入所者の方々にあつく御礼を申し上げます。

【星塚敬愛園】

星塚敬愛園の資料調査は、入所者自治会および職員の皆様の多大なご協力を得て、プレ巡回展を10月に、本調査を11月に行った。学芸

員の西浦直子と金貴粉が担当した。同園では、園内資料調査室にて実物資料を中心にすでに生活や作業にまつわる多くの資料を収集し、展示している。今回は、それらに加え、資料調査に向けての自治会長からの呼びかけに応じて寄せられた資料群を対象に、基本情報の把握を目指した。「こんなものも資料になるのなら」と持ち寄っていただいた数々のものは、

それらにまつわる記憶とともに歴史を語るであろう貴重なもののばかりである。また宗教施設や盲人会、公会堂や屋外などの園内各所に開園以来の重要な資料が多く残されていることを確認した。

これらの資料群について、その情報を引き続き収集・整理し、今後同園で活かされていくきっかけになればと考えている。

て開催する。本展覧会に向けて高山氏が作られた新作も展示。会期中には一部展示替えを行う。高山氏のあゆみを知ることができる写真と作品を通じ、療養所の中に生きる人の姿を感じて頂きたい。

「高山勝介作陶展」開催 2月11日～3月6日 一階ギャラリー

多磨全生園の陶芸室で30年以上もろくろを回し続けている入所者がいる。高山勝介氏である。

それから30年以上、今に到るまで作陶活動を続けている。

高山氏は1926年に東京で生まれた。16歳で時計を作る工場に就職し、戦時下を生き抜いた。戦後ハンセン病を発症し、1946年に多磨全生園に入園する。入園後は様々な園内作業に従事し、1950年には妻寿美枝さんと結婚した。畑仕事も始め、園内にある宗教団体である秋津教会にも入会。療養所の中で生活を送っていた。

高山氏は現在84歳。ハンセン病回復者が自身の後遺症と付き合いつつながら生活していかねばならないことを考えたとき、現在まで作陶活動を続けていること自体が貴重である。それと同時にその手から生み出された作品は高山氏の生きる姿そのものではないだろうか。

しかし1979年頃ハンセン病の後遺症で視力が低下し失明しかけることになる。視力が低下して落ち込んでいた時、多磨全生園のリハビリテーションの一貫として設けられていた陶芸室に通う藤田四郎氏から「土をこねているだけでもいいから」と声をかけられた。

「高山勝介作陶展」は2011年2月11日(金)から3月6日(日)まで当館一階のギャラリーにおいて

送迎バス サービス実施



炭化窯変壺 1998年
NHK浦和放送局賞受賞

小中学校との連携を図り、児童生徒の皆さんにハンセン病問題をより一層学んでいただく目的で、国立ハンセン病資料館に来館して学習を希望される近郊の小中学校に対して、送迎バスを配車するサービスは10月から試験運行しています。

今年度は必要性や有効性を確認するため、東村山市とその隣接市に所在する学校に限定して、モニター校を募りました。

応募いただいた中から、9件を選び、送迎バスを体験していただいています。

次年度については、学校からのアンケートを基に、運営委員会での結論を出す予定です。